

下記の委託業務について、制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。

令和3年4月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県危機管理部危機対策課 静岡県庁別館4階

電話番号 054-221-3601

なお、資料及び様式の配布は全て担当部局にて行う。

2 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

危対第21号

(2) 業務名

令和3年度 ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事業業務委託

(3) 委託箇所

静岡県内全域

(4) 業務概要

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事業の運用業務

(5) 業務期間

契約締結日から令和4年3月15日まで

3 競争入札参加資格

(1) 次のアからキまでに該当すると認められる者はその事実があった後、2年間は入札に参加できない。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に
関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しく
は不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職
員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 落札決定したにもかかわらず、落札者側の事情により、正当な理由がなく契約締結に至らなかった
者

キ 前記アからカまでに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支
配人その他の使用人として使用した者

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを探りながらこれを不当に利用している者

(3) 次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けたものは入札に参加できる。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

イ 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 静岡県における一般業務委託競争入札参加資格の営業種目において、「調査」に係る認定（主登録又は副登録）を受けていること。

(5) 静岡県内に登記簿に記載されている本社又は入札及び業務委託に関する権限の委任を受けている営業所を有すること。

(6) 正規従業員数を100人以上有すること。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策として、国又は地方公共団体が発注した飲食店の認証業務又は見回り業務を請け負った実績があること（同一企業においては、その他の営業所の実績を含む）。あるいは、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第一種、第二種又は第三種旅行業（第二種及び第三種の場合には静岡県知事の許可が必要）の登録があること。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。入札参加資格を確認したことの通知は、令和3年5月6日（木）までに電子メール等により通知する。

(1) 提出期間

令和3年4月30日（金）から令和3年5月6日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

入札後審査型様式第2号 2部（正本1部、副本1部）

なお、郵送を希望する場合は、書類のほか、長3号封筒（簡易書留料金を含む切手404円貼付）を併せて担当部局に持参若しくは郵送すること。

(3) 提出場所

上記1と同じ

(4) 入札参加資格がないと認められた者について

入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の理由請求期限は、通知を受けた日から令和3年5月11日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までに担当部局へ持参する（様式自由）。また、このことについての回答は、令和3年5月12日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子メール等により通知する。

5 仕様書及び設計書等（以下「設計図書等」という。）について

(1) 設計図書等は担当部局において配布する。

(2) 設計図書等に対する質問受付期間は、公告の日から令和3年5月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間内の午前9時から午後4時までに書面持参（様式自由）により行うこと。

(3) 設計図書等の質問への回答は、質問を受けた日から令和3年5月10日（月）までに電子メール等により行う。

(4) 設計図書等の質問及び回答は、令和3年5月12日（水）午前10時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）担当部局において縦覧に供する。

6 入札書

(1) 入札書は、公告又は指名通知に示した日時までに様式第1号により作成し、封印の上、表面に「番号、何々入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

(2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（別紙）を持参させなければならない。

(3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(4) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

7 入札執行手続等

(1) 入札執行日時

令和3年5月12日（水）午前10時00分

(2) 入札の場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館8階和室

(3) 入札方法

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提示すること。

なお、代理人が入札する場合には、入札前に委任状（別紙）を提出しなければならない。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）若しくは入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）に虚偽の記載をした者が行った入札又は設計図書等において示した条件等に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年3月30日）に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(6) 入札参加資格の確認

ア この入札の参加希望者は、申請書を提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に資料を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

イ 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、担当部局へ書面持参（様式自由）することにより説明を求めることができる。

ウ 入札後の資料は、開札の日から令和3年5月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間内の午前9時から午後4時までに担当部局に持参すること。

エ 入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の理由請求期限は、通知を受けた日から令和3年5月19日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間内の午前9時から午後4時までに担当部局に持参すること。

なお、令和3年5月21日（金）までに県の回答を通知するものとする。

8 入札後に行う審査書類の提出

入札後に落札候補者から順に参加資格の根拠となる資料等の確認を行い、適格である者を落札者として決定する。落札候補となった者は、指定する期日までに以下の資料（添付資料含む。）を作成の上、指定する日時までに担当部局へ提出すること。なお、様式第3号は該当がある場合のみ必ず提出すること。

(1) 同種業務の実績の確認（様式第3号）

同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し及び必要な場合は当該業務の概要が記された設計図書の写し等、同種業務の実績を確認できる書類を添付すること。

(2) 許可等の状況（様式第4号）

一般業務委託競争入札参加資格の営業種目における「調査」に係る登録の状況及び営業所等の状況を記載の上、申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しており、かつ受付印のある許可通知書の写し及び静岡県内に営業所等があることを証する書類（登記簿抄本等）を提出すること。

また、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第一種、第二種又は第三種旅行業（第二種及び第三種の場合は静岡県知事の許可が必要）の登録を証する書類の写しを提出すること。

(3) 入札参加資格の審査結果通知の写し

9 落札者の決定等

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者であっても契約履行可能と認められないときは、その落札は効力を失う。
- (2) 入札後に落札候補者から提出された資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。

なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 業務計画書の要否

要

(5) 低入札価格調査制度による調査基準価格（又は最低制限価格）の設定

無

10 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は原則、担当部局とする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年3月30日）に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (5) 競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。
- (6) 落札決定後に入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- イ 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

ウ ア又はイにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。